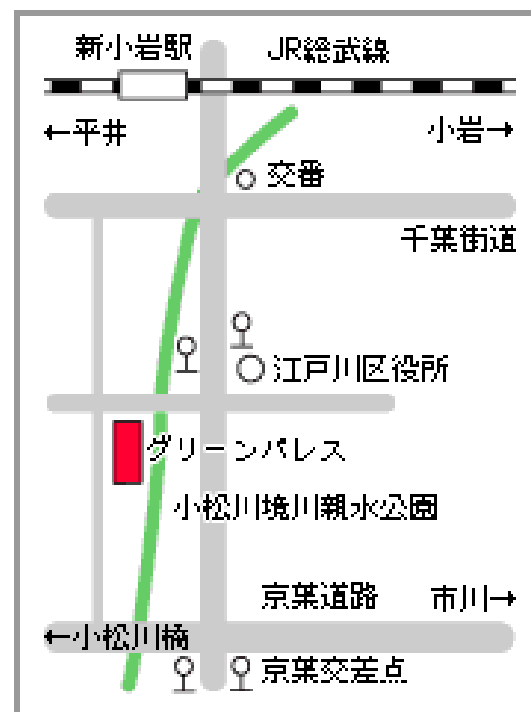




「改正土壌汚染対策法の 3000m² と旧土対法の課長通知の意味」

主 催：内閣府認証 NPO 法人 日本地質汚染審査機構
地質汚染診断士の会
共 催：地質汚染—医療地質—社会地質学会
日本地質学会環境地質部会
国際地質学連合地質環境委員会日本支部
日 時：2010 年 2 月 21 日（日）9:30～16:00
場 所：江戸川区グリーンパレス 304 集会室（Tel. 03-3651-2228）
JR 総武線新小岩駅（南口）より都営バス（新小 22）葛西
駅行または 都営バス（新小 21）西葛西駅行 江戸川区役所
前下車
参加費：3000 円（会員）・4000 円（非会員）
（資料代含む、当日払い）
定 員：50 名
申 込：NPO 日本地質汚染審査機構までメールまたはファックスで
TEL:043-213-8507 FAX:043-213-8508
E-mail: office@npo-geopol.or.jp



挨拶・・・・・・・・・・地質汚染診断士 愛甲義昭

第 1 部 パネルディスカッション（9:35～12:05 13:00～14:30）

1. 真摯な環境行政の確立と土壌汚染対策法 7 年間の総括（9:35～10:05）
—国民の目線から新政府に期待する事—・・・・・・・・地質汚染診断士 楡井 久
2. 種々の工夫で調査・対策を成功させた自治体
 - (1) 市町村の例・・・・・・・・地質汚染診断士 藤ヶ崎 稔（10:05～10:35）
（千葉県八千代市環境保全課）
 - (2) 都道府県の例・・・・・・・・地質汚染診断士 風岡 修（10:35～11:05）
（千葉県環境研究センター地質環境研究室）
3. 無単元調査法（土対法調査法）での失敗例
 - (1) 神栖市有機砒素地質汚染問題：環境省と茨城大学・NPO 日本地質汚染審査機構合同調査団
・・・・・・・・地質汚染診断士 大脇正人（11:05～11:35）
（茨城大学広域水圏センター・NPO 日本地質汚染審査機構合同調査団）
 - (2) 注意すべき無単元調査法・・・・・・・・日本地質汚染審査機構理事 渋谷英世（11:35～12:05）
（旭硝子株式会社主幹）
 - (3) 無単元調査法（土対法調査法）での失敗の具体例をみる
・・・・・・・・地質汚染診断士 成沢 昇（13:00～13:30）
（JIA（日本ガス機器検査協会）環境調査部）
4. 環境省環境局水環境部土壌環境課長通知（環水土発 031208001 号、平成 15 年 12 月 8 日）
きっかけとなった環境行政指導の例・・・・・・・・地質汚染診断士 上砂正一（13:30～14:00）
（地質汚染診断士の会会長）
5. 政府課長通知の実施に係る国・自治体の法的責任
—課長通知の法的担保の有無—・・・・・・・・地質汚染診断士・弁護士 佐藤恭一（14:00～14:30）

第 2 部 総合討論（14:45～16:00）

旧土対法での総括・責任。改正第 4 条では、なぜ 3000m² が設定されたのか。改正土対法の暫定修正使用と、そして祖国・日本列島の総合地質汚染防止・対策法の制定を要請する。